

網使用料算定根拠  
(東日本コストに基づく接続料)

## 目 次

I .算定手順	.....	2
II .料金の設定	.....	3
(別紙) 割引率の算定	.....	5

I. 算定手順

・ 光信号主端末回線（複数年段階料金）

料金の設定に使用した単金

平成24年3月29日認可  
加入者光ファイバ算定根拠  
(光信号主端末回線)

接続料金

端末回線伝送機能  
(光信号主端末回線)  
複数年段階料金

<開通後1年目>  
(平成24年度適用)

平成24年度適用の通常メジャー料金 × (1+割引率(▲19.4%))

<開通後2年目>  
(平成25年度適用)

平成25年度適用の通常メジャー料金と同一

<開通後3年目>  
(平成26年度適用)

平成26年度適用の通常メジャー料金 + 割引額 × (1+利率)<sup>2</sup>



## II. 料金の設定

### ・光信号主端末回線(複数年段階料金)

#### ・料金の設定

##### ①基本料

・2-1-1-1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	585	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,428	①-③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	2,986	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの の平成25年度適用料金

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	600	aの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	600	①+③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	585	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,428	①-③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	2,986	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの の平成25年度適用料金

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利率率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利率の算定 (1)有利子負債に対する利率
③加算額	600	dの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	600	①+③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の ウ アイ以外のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	3,099	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)(イ)以外のもの の平成24年度適用料金
②割引率	19.4%	別紙の(2)の③
③割引額	601	①×②
④料金 (円/回線・月)	2,498	①-③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
①料金 (円/回線・月)	3,071	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能のウ) (ア)(イ)以外のもの の平成25年度適用料金

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。により1芯にて伝送を行う機能のウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	-	
②平均利子率	1.31%	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の VI.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	617	gの③×(1+②)×(1+②)
④料金 (円/回線・月)	617	①+③

②加算料

・2-1-1-2の2 複数段階料金を適用する場合の加算料

a. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,428	①のa. より

b. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,986	①のb. より

c. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	600	①のc. より

d. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,428	①のd. より

e. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,986	①のe. より

f. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	600	①のf. より

g. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ア)平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金

区分	平成24年度	備考
料金 (円/回線・月)	2,498	①のg. より

h. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(イ)平成25年4月1日から平成26年3月31日まで適用する料金

区分	平成25年度	備考
料金 (円/回線・月)	3,071	①のh. より

i. 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの のうち(ウ)平成26年4月1日以降に適用する料金(平成26年4月1日以降に適用する2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	平成26年度	備考
料金 (円/回線・月)	617	①のi. より

(別紙) 割引率の算定

(情報通信行政・郵政行政審議会答申(情報審第33号)別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定)

(1)メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料 (円/回線・月)	1,247	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のA イ以外のものの(イ) 当社の局内スプリッタを利用しない場合の① ②以外の場合のA 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 (円/回線・月)	3,013	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの 平成24年度適用料金
③光信号分岐端末回線接続料 (円/回線・月)	274	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するもの)① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費	51	平成24年度適用網使用料算定根拠(平成24年1月17日申請)の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能(端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄を利用するものイ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄(イ)①欄に係るもの)及び光信号分岐端末回線管理機能
⑤ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 (ユーザ)	3.1	②÷((①+④)-(③+⑤))

(2)割引率の算定

区分	平成24年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト (円)	4,670	(1)の②×(1)の⑤÷2
②コスト総額 (円)	24,104	(1)の②×8
③割引率 (%)	19.4%	①÷②